

# 関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2022.4.10発行〈通巻第531号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3  
JAM西日本会館5階 市民オフィス内  
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail : info@koshc.jp  
ホームページ : <https://koshc.jp/>



|  |    |
|--|----|
| 4月1日から中小企業にもハラスメント防止対策義務<br>「カスハラ対策マニュアル」も公表 ..... | 2  |
| 「アスベスト被害救済を!!全国一斉緊急ホットライン」に相談多数 .....              | 5  |
| 安全のきいわあと その35 医師による面接指導2 .....                     | 7  |
| 311省に甲状腺がん損害賠償裁判はじまる<br>東京電力福島第一原発事故から11年 .....    | 9  |
| 死ぬまで元気です vol.46 右田孝雄 .....                         | 13 |
| 韓国からのニュース .....                                    | 15 |

3月の新聞記事から/19  
表紙/劣化、剥離が激しいアスベスト含有ロックウール吹付天井  
(某旧工場電気室)

# 4月1日から中小企業にも ハラスメント防止対策義務 「カスハラ対策マニュアル」も公表

2020年6月1日より労働施策総合推進法により事業主に職場のパワーハラスメント防止措置が義務づけられた。2022年4月1日からはこれまでは努力義務であった中小企業にも拡大された。これをもって、すべての職場でパワーハラスメント対策を取らなければならなくなった。

この法律で決められた主な内容は、初めて職場のパワーハラスメントを法律で定義したこと、事業主にパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を義務づけたこと、事業主はパワーハラスメントについて相談したことなどを理由として解雇など

不利益な取り扱いをしてはならないことなど。

これまでは努力義務として措置を講ずることを猶予されていた中小企業も、この4月より対策を取らなければならない。

具体的な内容については「事業主が職場において優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」で定められている。

まずは、パワーハラスメントを防止するための方針など明確化、周知、啓発すること。就業規則にパワーハラスメントの禁止や防止のための制度、処罰などを規定したり、研修や講習を行って理解、啓発に努めることだ。

パワーハラスメントが起こった場合のために、相談窓口を設け、その後の対応ができる体制を整えること。対応は迅速に行い、その際には個人情報保護措置を講ずること。

中小事業主  
(①又は②のいずれかを満たすもの)

| 業種                                 | ①資本金の額又は出資の総額 | ②常時使用する従業員の数 |
|------------------------------------|---------------|--------------|
| 小売業                                | 5,000万円以下     | 50人以下        |
| サービス業<br>(サービス業、医療・福祉等)            | 5,000万円以下     | 100人以下       |
| 卸売業                                | 1億円以下         | 100人以下       |
| その他の業種<br>(製造業、建設業、運輸業等<br>上記以外全て) | 3億円以下         | 300人以下       |

また併せて行うことが望ましい取り組みとして、事業主が雇用する労働者以外の者に対しても配慮することや、顧客等からの迷惑行為に対しても取り組みを行うこととしている。

しかしながら、中小企業にとっては日々、業務に追われ余分な人員もいない状態で取り組むのは難しい。

あるいは、やる気になったとしても、どう取り組めばいいのかわからないという場合も多いと思う。

以前にも紹介したが、厚生労働省は「パワーハラスメント対策導入マニュアル」を公表している。これは、厚生労働省のポータルサイト「あかるい職場応援団」([https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/pdf/pwhr2019\\_manual.pdf](https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/pdf/pwhr2019_manual.pdf)) からダウンロードすることができる。とても分かりや

すいマニュアルとなっているので、ぜひ活用してもらいたい。

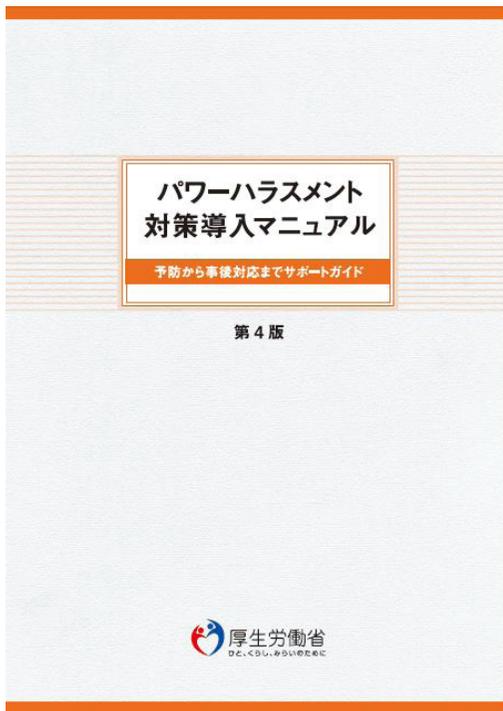
また、「あかるい職場応援団」(<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>) には、他にも研修で利用できる資料や動画での事例紹介など様々なコンテンツがあり、無料で利用することができる。

とりあえずは、啓発ポスターを貼るところからでも、始めてもらいたい。

### カスハラマニュアルも公表

法改正時に法律には定められなかったが、取り組むのが望ましいとされたものに、第三者からのハラスメント対策がある。

厚生労働省はこの2月に、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を公表した。





カスタマーハラスメントについては法律で定義が決められていないが、マニュアルでは、「顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容が妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業

環境が害されるもの」としている。

言葉にすると非常にややこしいが、「要求の内容が妥当性を欠く」場合とは、商品・サービスに瑕疵・過失が認められない場合や要求の内容が商品・サービスと関係がない場合、また「手段・様態が社会通念上不相応」となる可能性の高い言動とは、身体的な攻撃（暴行・傷害）、精神的な攻撃（脅迫・中傷・暴言など）、威圧的な言動、上下座の要求、差別的な言動、性的な言動などとなっている。

事業主としては、基本姿勢の明確化・従業員への周知・啓発、従業員への相談体制の整備、対応方法・手順の作成などを講じる。また、マニュアルには、ハラスメント行為別の対応例が掲載され、多様なハラスメント行為への対策の参考とすることができる。

職場では、新人が入ってきたり、人事異動があったり、新しい人間関係を築いていかなければいけない人も多い季節、よい人間関係を築き、職場環境を良くするためにもハラスメント対策に取り組んでほしい。

全国労働安全衛生センター連絡会議  
YouTube チャンネル  
<https://www.youtube.com/channel/UC1aBHbBkml5mzHWe8Z8In1A>

全国労働安全衛生センターWEBサイト

# 「アスベスト被害救済を打ち切るな!! 全国一斉緊急ホットライン」に 相談多数、全国で700件以上

時効救済打ち切り＝新たなすき間は  
許されない

労災補償制度において、遺族補償の請求  
権の時効は、被災労働者の死亡日  
から5年。

遺族補償は労災制度では時系列  
でいうと最後の補償になるので、  
つまり、5回目の命日をもって一  
切の労災補償が受けられなくな  
る。いわゆる、労災時効の問題だ。

2005年6月のクボタショック  
後、自分たちがアスベスト被害者  
であることに気がついたという労  
災時効遺族が極めて多いことが発  
覚したため、2006年3月に施行  
された石綿健康被害救済法におい  
て、労災時効救済制度がスタート  
した。

労災時効救済制度で救済される  
労災時効事案はその後も後を絶た  
ず、今日に至っている。

ところが、この制度が本年3月  
27日をもって打ち切られた。

被害者団体、我々支援団体が制

度延長を政府に対して再三要求してきたこ  
とは言うまでもない。

現在、中皮腫・アスベスト疾患・患者と  
家族の会は石綿健康被害救済法改正要求運  
動の主要な項目と位置づけ、早期の制度再

## 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

### 石綿(アスベスト)健康被害 救済法改正への3つの緊急要求

「命の救済」の実現と  
「すき間」と「格差」のない救済の実現に向けて

- 1 「格差」のない療養手当と  
「すき間」をなくす  
認定基準の見直し
- 2 治療研究促進のための  
「石綿健康被害  
救済基金」の活用
- 3 待ったなしの  
時効救済制度の延長

#### 私たちが「要求」をまとめた理由

2016年12月に中央環境審議会環境保険部会石綿健康  
被害救済小委員会が取りまとめた、「石綿健康被害救済制  
度の施行状況及び今後の方向性について」では、同制度の  
5年以内の見直しが必要であるとされています。2021年  
12月には、この報告書が取りまとめられてから5年が経過  
します。治療環境の変化や新たな司法判断が出されるな  
ど、制度をとりまく状況は大きく変化しています。

私たちは、「命の救済」の実現と「すき間」と「格差」のな  
い石綿健康被害救済法(以下、救済法)の抜本的な見直し  
求めます。

アスベスト（石綿）による健康被害で亡くなった人の遺族に対する労災認定の時効救済制度が、27日で終わる。だが支援団体は「救済制度があつたからこそ浮かび上がる被害の事実が多くある」と制度の継続を訴えている。時効救済をきっかけに、亡き父親の思いがけない石綿被害を知ることになった女性のケースを紹介する。【柳葉未来】

大阪市の野上文代さん(82)は2020年の年の瀬、自宅のリビングで何気なく見ていたテレビのニュース番組で、ある言葉が耳にひっかかった。

### 「アスベスト」

石綿の被害者を支援する「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」（東京都）が、年末の電話相談を開設したことを知らせる短いニュースだった。「そういえばあのとき、先生がアスベストって言ってはった」

父の小田利明さんは11年12月、肺がんが脳に転移して亡くなった。その数カ月前に緩和病棟に移ったところ、担当医師がレントゲン写真をみながら「これはアスベスト肺だね」とつぶやいた。当時は気にも留めなかったが、頭の片隅に残っていた。利明さんには、とび職の仕事に就いていた時期があったと聞いていた。父の死には何か理由があるのかもしれない。すぐに電話をかけた。

対応した家族の会関西支部

## 石綿 隠れた父の死因

### 労災時効救済廃止へ——団体存続訴え



家族アルバムにあった小田利明さんが建設現場で働く写真。ヘルメットには当時動めていたとみられる会社名があり、後ろの建物には「府商工会館」と書かれている—野上文代さん提供

の片岡明彦さん(83)は早速、支援に動き出した。労災の時効は死後5年だが、石綿被害は救済措置として時効を過ぎても石綿健康被害救済法に基づく「特別遺族給付金」を申請できる特例がある。認められれば、遺族に年金（原則年240万円）か一時金（1200万円）が支給される。死後約10年が経過した利明さんのケースも、救済の可能性があった。

利明さんが受診していた病院に問い合わせると、胸部のCT（コンピューター断層撮影）画像が残っていた。石綿吸入でできる「胸膜プラーク」と呼ばれる病変が広範囲に写っている。「こんなには、かなりプラークがあるのよ、かなりの石綿を吸っていたということだ。片岡さんは確信し認めた。

野上さんは21年3月、大阪南労働基準監督署に特別遺族給付金を申請し、結果を待っている。「最初はアスベストと聞いても、父の死とは関係ないと思っていた。でも調べたところ、石綿を吸った職歴やプラークの存在が分かった。見えていなかった父のアスベスト被害者としての姿があった」と語る。片岡さんは「救済措置があったからこそ浮かび上がった事実。同様のケースはかきあがりあるはずだ」と訴える。

厚生労働省によると、特別遺族給付金の制度が始まった06年から20年度まで、認定されたのは計16万6千件。20年度は20件が認められた。家族の会は今後、国会議員や関係省庁に対して制度の存続を求めていく。

時効救済申請中の石綿肺がん建設労働者遺族の記事（毎日新聞大阪本社大阪市内版 2022年3月24日）

開を訴えているところだ。

また、労災補償制度が適用できない場合の石綿救済制度においても、2006年3月26日以前に中皮腫、石綿による肺がんにより死亡した遺族への救済給付についても労災時効制度と同様に、本年3月27日をもって請求打ち切りとされているので、これも合わせて制度再開を求めている。

この問題の重要性を訴え、制度を目前にした時効救済の緊急性を周知するために、3月18、19、20日の3日間にわたり全国無料電話相談を実施したところ、東京、名古屋、大阪、福岡の4箇所合計700件を超える相談が寄せられた。期間後にも相談が相次いだ。

請求期限目前であるケース、本来の時効

5年の直前のケースがあり、また、肺がん相談の多さが目立った。各地域でフォローに追われている。

実は、労災時効救済制度の請求期限であった本年3月27日に先だつて、「2016年3月27日以降に死亡した方の遺族」については時効救済制度が適用されなくなっていた。つまり、労災時効救済制度の適用が受けられない遺族がいて、「救済のすき間」がリアルに日々広がっている。

まさに、そうした遺族からの相談が今回



のホットラインにも少なからず寄せられており、一日でも早い制度再開が必須だ。



## その 35

### 医師による面接指導 2

職場における医師の役割は、法律でいろいろと定められている。最初に大規模な工場で選任が義務付けられたのが「工場医」だった。昭和13年の工場法改正で、「500人以上の職工」が条件になっている。戦後になると労働基準法は「医師である衛生管理者」の選任を義務付けた。1972年にできた労働安全衛生法は、「産業医」を新たに位置付け、選任義務の要件をあらためて定めた。

50人以上で選任を義務付け、1000～3000人では専属でなければならず、3001人以上なら2人以上とされている。

職務の内容は、①健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康保持のための措置に関する事、②作業環境の維持管理に関する事、③作業の管理に関する事などが省令に列記されている。また、産業医は少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに労働者の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならない。

以上是个々の職場ごとに選任される「産業医」という職についての決め事だが、これ以外に労働安全衛生法の条文では「医師による面接指導」という言葉がたびたび出てくる。

最初に出てきたのは2006年改正による長時間労働者に対するものだ。脳心臓疾患

の労災認定基準改正で、長時間労働による蓄積疲労の概念が取り入れられたことから、月 100 時間超の時間外労働を行った労働者について、その申し出により医師による面接指導の実施が事業者に義務付けられた。この労働者の申し出を前提とした実施は、その後、いわゆる働き方改革関連法により、申し出がなくとも実施が義務付けられ、80 時間超の場合で疲労蓄積があり面接を申し出た者についても実施と改められた。(労働安全衛生法第 66 条の 8、第 66 条の 8 の 2)

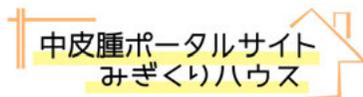
新たに設けられた高度プロフェッショナル制度が適用される労働者については、労働時間よりやや幅が広い健康管理時間が、1 週間あたり 40 時間を超えた場合、その時間について 1 か月あたり 100 時間を超える場合には、速やかに医師による面接指導が義務付けられている。(第 66 条の 8 の 4)

他にも長時間労働を行った労働者につい

て、一定の要件により、申し出た者について面接指導が義務付けられている。

さらに、もう一つあるのは、ストレスチェック制度による調査票による検査の結果、高ストレス者と判明し、当該労働者が希望する旨を申し出た場合の面接指導だ。(第 66 条の 10) この場合は、調査票による検査段階では高ストレス者であることは事業者には伝わらないが、面接指導希望した段階で伝わることになる。

さて、こうした面接指導を行う医師は、50 人以上の事業場ではたいていの場合産業医が行うことが想定できるが、50 人未満の場合はどうだろう。一つは健康診断などを実施する医療機関の医師が担当することが考えられるが、もう一つの手段としてあるのが地域産業保健センターである。小規模事業場対策として全国くまなく運営されているにも関わらず、いまだに十分な活用がみられないというのは大問題といえるだろう。



<https://asbesto.jp/>

お問い合わせは、**0120-310-279** 中皮腫サポートキャラバン隊



# 311 小児甲状腺がん損害賠償裁判 はじまる

## 東京電力福島第一原発事故から 11 年

### 原告は若者 6 人

原発事故による放射線被ばくが原因で小児甲状腺がんを発症したとして、17 歳から 27 歳の男女 6 人が 1 月 27 日、東京電力を相手取って計 6 億 1600 万円の損害賠償を求める裁判を東京地裁に提訴した。原告はいずれも、2011 年 3 月 11 日の東日本大震災当時に福島県に在住し、当時、6 歳から 16 歳だった。

裁判では、原告の小児甲状腺がんと原発事故による放射線被ばくとの因果関係が争点となる。

今日までに福島県のおこなってきた調査などで福島県における小児甲状腺がんの多発は疫学的（＝医学的）に明らかとなっているにもかかわらず、国と県、東京電力は因果関係を認めておらず、補償もなんら行われていない。

原告は被害者であるにもかかわらず、逆に「復興を阻害するもの」といった風評被害の「加害者」と

していわれなき攻撃と差別にさらされながら、小児がん患者としてつらい治療と過酷な人生と闘っている。原告として提訴に至るにいたった心情は察するに余りある。

水俣病やアスベスト被害を持ち出すまでもなく、だれが考えても明白な被害を隠し、押さえ込み、なかったことにしようとすることは断じて許されることではない。

本裁判によって、原告の方々の名誉と権利が確立され、正当な補償が実現され、もって原発事故被害者に対する補償制度が設立されなければならない。

さまざまな労働災害・職業病に取り組ん



2011 年 4 月 15 日福島県（撮影：チェ・エヨン）

できた関西労働者安全センターは、本裁判が極めて重要な意義と目的を有しており、私たちにとって学ぶべき内容と示唆に富む裁判であると考えている。原告・弁護団のご奮闘を祈念すると共に、当センターとしても支援の末席をけがす決意だ。

## シンプルな因果関係

なお 120 ページの訴状（公開版）が、311 甲状腺がんこども支援ネットワークの H P <https://www.311support.net/> に掲載されている。下に紹介する弁護団長の話にも出てくる問題の「福島県県民健康調査」批判に多くのページが割かれているのでぜひ一読いただければと思う。

また、裁判開始に合わせるように岩波書店発行の雑誌「科学」2022 年 4 月号が【特集】原発事故と小児甲状腺がんを掲載している。

巻頭エッセイで「提訴にあたって因果関係の立証の困難さも指摘されているが、因果関係や環境保健が専門の者にとっては、科学的因果関係の立証がこれほどシンプルな事例は珍しい。」と津田敏秀岡山大学教授は述べている。歴戦の弁護団、そして、短期間に 1300 万円をクラウドファンディングで集めた幅広い支援の広がりによって、お定まりで繰り返されるゴマカシのテクニックは必ず粉砕されるのであり、勝訴が勝ち取られると確信している。



井戸謙一弁護団長

## その答えは「被ばく」 井戸謙一弁護団長（1/27 記者会見）

そもそも小児甲状腺がんというのは 100 万人に 1 人か 2 人という極めてまれな病気です。福島県の子どもの数は三十数万人ですから、福島県では 2、3 年に一人であるかでないか、です。

ところが、原発事故後の福島では、福島県県民健康調査で 266 名、それ以外で 27 名、あわせて 293 名の小児甲状腺患者がすでに発生しています。

原告たちはそのひとりになってしまい、思い描いていた人生を狂わされ、なぜ自分が十代でがんにならなければならなかったのか、考え続けてきました。

しかし、いくら考えてもその答えは「被ばく」しか考えられないのです。

あの 2011 年 3 月中旬以降、被ばくをきびしく注意してくれるおとなはいなかったし、被ばくなんて気にしないで今までどおりの生活をしていました。それぞれが相当量の被ばくをしたと考えられます。

しかし、今の福島では、自分のがんの原因が被ばくではないか？などとは言えません。

医者に質問すれば頭から否定されます。質問しないのに、きみのがんの原因は被ばくが原因ではないからね、と言う、そういう医者もいます。

周りの人たちにそういう疑問を口にすれば、福島の復興に水を差す、風評加害者としてバッシングされます。彼らは甲状腺がん罹患したことさえ隠して生活してきたのです。

しかし、将来の不安は高まるばかりです。

六人とも甲状腺の半分を手術で摘出しましたが、そのうち四人は再発し、甲状腺全部を摘出しました。

甲状腺を全部摘出すると、残った甲状腺組織をやっつけるために放射性ヨウ素の入ったカプセルを内服するRAI治療という過酷な治療を受けなければなりません。

そのカプセルに入っている放射性ヨウ素はなんと、すくなくとも10億ベクレル。さらに甲状腺がありませんから、生涯、ホルモン剤を飲み続けなければなりません。

再発を繰り返し、四回も手術を受けた若者がいます。

再手術の可能性を医師から指摘されている若者もいます。

肺転移の可能性を指摘されている若者もいます。

全員が再発を恐れています。進学にも就職にも支障が出ています。将来の結婚、出産なども不安です。

このまま泣き寝入りするのではなく、加

害者である東京電力に自分たちの甲状腺がんの原因が被ばくであることを認めさせ、きっちりと償いをさせたい、思い悩んだ末、彼らはそう決意し、提訴するという重い決断をしました。

しかし彼等が提訴の決断をしたのはそれだけが原因ではありません。

同じ境遇の300人近い若者達が同じように苦しんでいるだろう、だれかが声をあげればその人達の希望になる、そしてできればその人達ともいっしょに闘いたい。

さらに、原爆の被爆者の方々が、被爆者健康手帳をもらって生涯にわたって医療費や手当の支給を受けているように原発事故による被ばく者にも支援の枠組みをつくってほしい。

そこまでつなげたい、と彼らは願っています。

国や福島県が小児甲状腺がん被ばくとの因果関係を認めていないなかで、裁判所にこれを認めさせるのはむずかしいのではないかと考えられる方がおられるかもしれません。

しかし、100万人に一人か二人のはずだった病気が数十倍も多発しているのです。そして、甲状腺がんの最大の危険因子が、被ばくであることは誰もが認めることです。教科書にこの一番に書いてあります

そして原告らは確かに被ばくをしました。

最近、福島県県民健康調査では必要の無い手術をしているという過剰診断論が流布されていますが、原告らのがんは進行しており過剰診断では有り得ません。

したがって、原告らのがんの原因が被ばく以外にあるんだということを（被告が）証明しない限り、原告らの甲状腺がんの原因は被ばくであると認定されるべきであると我々は考えておりますし、その考えは裁判所にも十分ご理解していただけるものと考えています。

6名の若者は本日闘いの第一歩を踏み出しました

請求金額は全摘の若者4名が1億円に弁護士費用1000万円、片葉切除の若者2名は8000万円に弁護士費用800万円。

長い闘いになります。

本当はひとりひとりが皆さんの前で顔と名前を出して、その気持ちを訴えたいので

すが、いまの福島、いまの日本に現状ではそれをするにはできません。

今後も匿名で訴えることとなりますが、その点はぜひご理解をお願いしたいと思います。

最後にメディアの皆さまには、福島の事故は終わった、福島事故による健康被害者はゼロだなどという政府にウソのプロパガンダに惑わされることなく、この現実を日本中、世界中の人々に幅広く伝えて頂きたくお願い申し上げる次第です。ありがとうございました。

([https://www.youtube.com/watch?v=jnVKczm\\_9rc](https://www.youtube.com/watch?v=jnVKczm_9rc) 311 子ども甲状腺がん裁判提訴会見（ノーカット版）より）

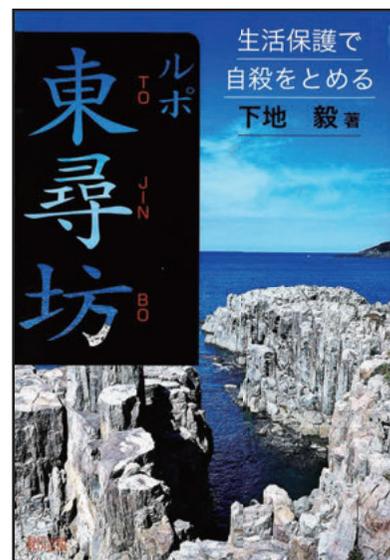
## ルポ東尋坊 生活保護で自殺をとめる

下地 毅 著

東尋坊の断崖をさまよひ、眼下の海をのぞいて立ちすくみ、身を投げ出そうとする自殺企図者……そうした人を見つけるや体を張って止めに入る「NGO 月光仮面」。断崖の自殺防止パトロールだけではなく、命以外のすべてを失っている人に、生活保護の申請を援助し、住む場所と日々の食事を用意し、自立を促す「NGO 月光仮面」の活動。

「NGO 月光仮面」は、生活保護申請を様々な手口で受け付けられない行政と年間1万人を超える人間を自殺に追いやる冷酷な日本国に立ち向かう！（2021.1）

緑風出版／四六判上製／328頁／2400円



# 死ぬまで元気です



## Vol.46 右田 孝雄

皆さん、ご機嫌いかがですか？私は至って元気です。

新型コロナも少し落ち着いている感もあり、キャラバン隊のピアサポート活動での各地方での交流も再開させていただきました。

4月3日は名古屋市で、4月17日は福井市で、そして4月24日は前橋市で、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の各支部の集いにお邪魔しました。もちろん、私もそれぞれの場所で約1時間、皆さんの前でお話しさせていただきました。

名古屋での講演会は、2019年の栗田英治さん最後の講演会以来約3年ぶりでした。今回はマスコミには投げかけず、SNS等のみでお知らせしたので、3年前のような大盛況とまではいきませんでしたが、来て下さった方々との久しぶりの交流に終始笑顔で楽しいひと時を過ごせました。

福井での講演会は初めてでしたが、こちらは相談会含めてマスコミに広報したので、相談会からの流れで初めてお会いするアスベスト疾患の患者さんたちも来て下さり、予想以上の人が参加してくれました。中皮腫患者さんのご家族も来て下さって、

色々お話しさせていただきました。中には「こういった集まりをもっとして欲しい」と泣きながら喜んでいただいた患者さんもありました。本当にこの新型コロナ渦で外に出られず、他の患者さんたちとも交流できずに孤独を味わっておられた方がたくさんいることを実感しました。

前橋も名古屋同様に3年ぶりの講演でした。中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会北関東支部の1周年記念ということもあり、前回同様に多くの方々に出迎われました。久しぶりにお会いする方、SNSでは繋がっていましたが初めてお会いする方など多くの患者さんたちとも顔を合わせて、励ましあえました。

やはり私にとっては、このように直接お会いして話ができるのはやりがいも感じますし、改めてやってきて良かったと思えました。これからもあちこち行って、皆さんとお会いできれば幸いです。

ただまだ新型コロナにしても油断はできませんが、6月には福岡市、山口県、7月には東北地方での講演会や交流会も考えています。今のところ、私は全てに参加させていただくつもりですので、それまで体

調管理もしっかりして、その日が来るのを待ちたいと思います。

また、日本肺がん学会診療ガイドライン検討委員会の中皮腫小委員会の外部委員にも選ばれました。こちらオンラインではありますが、5月から7月にかけて会議が

数回ありますので、今後の中皮腫治療のために、患者の立場として出席させていただきたいと思います。

さあ、色々忙しくなってきましたが、私はまだまだ元気です。

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

## もはやこれまで

栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命1年や2年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

### 【お問い合わせ】

関西労働者安全センター  
TEL:06-6476-8220  
FAX:06-6476-8229  
mail: info@koshc.jp

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる  
「中皮腫」患者の闘病の記録

## もはや これまで

〈付〉聞き書き 6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？死ぬとは？中皮腫でお悩みの方、  
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し  
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。  
この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

■出版社：星湖舎

<http://sksp.biz/index.html>

■体裁：四六判、本文184頁、ソフトカバー

■定価：本体1500円＋税

ISBN978-4-86372-097-8 C0095

# 韓国からの ニュース

## ■現代製鉄で 485 度の液体に落下して 1 人が死亡

現代製鉄の唐津製鉄所で、メッキ作業に投入された労働者が、金属を溶かす設備（ポット）に落ちて死亡した。現代製鉄は常時労働者数が 1 万人を超え、「重大災害処罰等に関する法律」（重大災害法）の適用事業場だ。

2 日午前 5 時 40 分頃、唐津の現代製鉄冷延工場で、A さん (58) がメッキポットに落ちて死亡した。メッキポットは鋼板をメッキするための亜鉛を、485℃で溶かして液体にする設備で、A さんはポットの近くにしゃがんで、液状の金属の上に浮び上がる屑（スラッジ）を長い道具で取り除く作業を行っていた、事故に遭った。事故現場の写真を見ると、A さんが作業していた位置からメッキポットまでの縁が 30cm 足らずと狭く、重心を失って転倒しやすかったとみられる。

メッキ作業は、2019 年に産業安全保健法が全面改正された当時、「請負」が禁止されるほど有害な作業だ。下請業者に工程を委せる「危険の外注化」をせず、設備運営を行う



被災者は右からポットへ落下

事業主が工程を直接管理して安全を確保する、というのが法改正の趣旨だ。この法が 2020 年 1 月に施行され、社内下請業者に請け負わせていた現代製鉄は「無期契約職」の形で別途採用して、その工程を運営してきた。A さんもこの時に無期契約職として入社したものと把握された。

雇用労働部と警察は、正確な事故経緯を調査中だ。労働部は事故の発生後、当該の工程の作業中止を命令し、産業安全保健法違反と重大災害法違反について調査している。2022 年 3 月 2 日 ハンギョレ新聞 パク・テウ記者

## ■労働部、双竜 C & E の元請け・下請けを重大災害法で立件

双竜 C&E の東海工場で、下請業者の労働者が作業中に墜落死亡した事故について、雇用労働部が元請けの双竜 C & E と下請業者の代表取締役を、それぞれ重大災害処罰法違反で立件し、元請け業者を押収・捜索した。重大災害法違反で元・下請が同時に立件されたのは今回が初めてだ。

雇用労働部は 2 月 21 日に双竜 C&E 東海工場で、焼成炉の冷却設備の改善工事に投入された労働者一人を死亡させた疑いで、双竜 C & E の代表取締役と下請会社の S 企業の代表取締役を立件したと明らかにした。また、元請の工場長と下請の現場所長を、産業安全保健法違反で立件し、同日、双竜 C & E のソウルの本社と東海工場、下請の本社を自宅捜索した。

今回の事件は、重大災害法の施行後、元請・下請業者が同時立件された初めてのケースだ。重大災害法は、工事金額が 50 億ウォン以上の建設工事のみ適用される。双竜 C & E は東海工場の設備を改善する「生産革新工

事」を、工事金額 450 億ウォンで多くの協力会社に発注し、このうち今回事故が発生した「焼成炉冷却設備改善工事」を 18 億ウォンで S 企業に委託した。労働部は S 企業が当該工事だけでなく 6 件の工事も担当し、S 企業が担当した工事金額の総額が 80 億ウォン余りに達するという点をあげて、下請業者の S 企業も重大災害法違反で立件した。当該工事が 50 億ウォンに満たないという理由で重大災害法の適用対象にならないと判断すれば、工事金額を「分割」して任せれば、重大災害法の適用が不可能という矛盾が生じるからである。特に、双竜 C & E と S 企業間の工事契約は昨年 9 月に結ばれたが、工事 7 件の契約日と工期が同じであることが分かった。

一方、労働部はこの日、最近重大災害が発生したサムガン S & C とジェドン建設にも家宅捜索を行った。今月 19 日、固城の造船所で作業中だった労働者一人が墜落して死亡した事故が発生したサムガン S & C の、元請の造船所長と下請の現場所長を産安法違反の疑いで立件し、元請の現場の事務室を家宅捜索した。また 23 日に、済州大生活館の撤去工事中に建物が崩れ、労働者一人が死亡した事故についても、今月 25 日に同工事の施工会社であるジェドン建設の現場所長と下請けの実質的な代表を産安法違反で立件し、発注者と元請の本社、現場事務室に対して、警察と合同で家宅捜索を行っている。2022 年 3 月 2 日 ハンギョレ新聞 シン・ダウン記者、パク・テウ記者

## ■「トイレに行くと思うと水も飲めない」建設現場の女性労働者

「現場に男性トイレと女性トイレを一つずつ作っても、男性がしょっちゅう女性トイレ

を使用しています。数を増やしてください。」  
「元請けであれ、下請け労働者であれ、女であれ、男であれ、同じ人間です。こうしたトイレを自分たちが使うと思えば、こうした放置はしないはずですが。」

民主労総・建設労組が、3 日、女性組合員 160 人を対象に行ったアンケート調査の結果を公開した。

回答者の 3 人に 1 人 (30.6%) は、「トイレに行きたい時に行けなかった」と答えた。その理由は、「トイレが遠すぎるか近くにない」、「業務環境の特性上、トイレに行くのが非常に面倒だ」という回答が多く、仕事の場所からトイレまで歩く時間は、6 ~ 10 分が 32.0% (47 人)、10 分以上が 6.8% (10 人) だった。

最も不便な点としては「汚い」(36.9%、59 人) が挙げられた。続いて「トイレの個数が足りない」、「手洗いが無い」の順だった。トイレの利用が不便なために水を飲まないという回答者は、65.7% (105 人) に登った。回答者のうち 34.4% (55 人、重複回答) は、過去一年間に医師から膀胱炎の診断を受けたことがあると答えた。慢性便秘、膣炎、尿失禁なども主要な診断名とされた。

「建設労働者の雇用改善などに関する法律」は、「事業主は建設現場から 300 メートル以内にトイレを設置し、トイレ管理者を指定して管理し、男性と女性が一緒に働く時は男女を区分してトイレを利用できるようにする」と規定している。

建設労組は同日、国家人権委員会に大韓建設協会に対する陳情を提出した。建設労組は「建設現場の女性労働者は元請建設社のさまざまな管理監督のためにトイレを利用できないと打ち明けている。」「トイレは労働者の人権と健康権を示すバロメーターであり、建設社

は女性トイレを十分に設置し、清潔を維持しなければならない」と主張した。2022年3月3日 京郷新聞 イ・ヘリ記者

### ■「被害者の治療・補償」なき3Dプリンティング対策

政府が出した3Dプリンター利用者の健康を保護するための対策が実効性を持つためには、学校現場の全数調査と安全品質認証を義務付ける措置を執るべきだという主張が出ている。

9日、職業性・環境性がん患者を探す119と全教組によると、政府が8日に発表した「3Dプリンティング安全強化対策」には、教育現場で危険物質にばく露した教師と生徒に対する全数調査と後続対策が抜けている。

3Dプリンターは、素材のフィラメントに高熱を加える過程で、微細粒子と揮発性有機化合物を放出する。該当の教育をしていた京畿科学高校の教師が、18年に肉腫がんの診断を受けたことをきっかけに、安全性を巡る問題が議論となっている。昨年は肉腫がんに罹った教師3人が、公務上の災害を申請している。

全教組は「公務上の災害を申請した3人の教師に対する災害認定対策が抜けていて、完全な安全強化対策とは見られない」とし、「フィラメント素材にばく露した教師と生徒に対する全数調査と対策も抜けている」と指摘した。全教組と職業性がん119は、3Dプリンティングの過程で肉腫がんにかかった教師を公務上の災害と認め、教師・生徒に対する全数調査を実施するように政府に要求した。

政府は8日、3Dプリンティングの利用者が、有害物質の放出が少ない装備・素材を安全な方法で利用する作業環境作りを目的とし

て、3Dプリンティングの安全強化対策を発表し、3Dプリンティング安全利用指針を提供し、支援体系を構築するとした。毎年の実態調査で、3Dプリンティング活用機関の安全を点検し、不十分な安全機関は利用を自制するよう勧告する計画だ。2022年3月10日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

### ■韓電の下請労働者、集団作業中止権を初めて行使

韓国電力の下請け労働者が電柱の昇降作業に作業中止権を行使した。電気作業で集団的な作業中止権の行使は今回が初めてだ。

労働者たちは、韓電が現場で適用できない安全基準を強行していると反発している。産業災害が発生した時に、「韓電は安全基準を用意したのに、協力会社と労働者が守らなかった」として、結局、責任を押し付けようとする下心ではないかという趣旨だ。

民主労総・建設労組・電気分科委員会は16日午前0時から、昇柱作業を巡って産安法第52条の作業中止権を発動するとした。電気が通じている活線はもちろん、電気が通じていない死線への昇降作業も拒否している。

韓電は今年1月に昇降作業を原則禁止した。昨年11月に発生した韓電の下請会社所属の故キム・ダウンさんの死亡事故対策の一



死亡建設労働者慰霊祭

環だった。当時、キム・ダウンさんの事故の原因は墜落死ではなく感電死だが、昇柱作業の全面中断はとんでもない解決策だと指摘された。

その後、活線車が進入できない場所で作業が行われる場合、協力会社は事前に韓電に公式文書を送り、現場に派遣された韓電の監督者の安全指導の下で昇降作業を行うようにした。韓電が提示した安全作業の方法は腰と電柱にロープを巻く方法のスリングを利用し、エアマットやネットを設置して二次事故を防止するというものだ。

現場の労働者は、このようなやり方は現場で使いづらいと口を揃えている。

労災事故が発生した時に韓電が責任を免れる手段として、机上の空論的な安全指針を作ったのではないかという疑いが濃い状態だ。労組が作業中止権を行使した決定的な理由だ。

重大災害企業処罰法に備えた安全管理対策として、韓電は作業中止権の全面保障を拡大すると公言した。建設労組電気分科委員会は、韓電に公文書で作業拒否権の行使を告知し、「安全が担保されない昇柱方式の強制の中断を求める」とした。

労組は、韓電が合理的で安全が保障される昇柱方式を協議するまで、すべての昇柱作業を拒否する方針だ。2022年3月16日 民衆の声 カン・ソギョン記者

#### ■有機化合物の急性中毒、昨年の死亡者が44.4%増加

昨年、業務上の疾病で死亡した労働者は、2020年より72人(6.1%)増えた1252人と集計された。2004年(1288人)以来、18年振りの最高値だ。特に、その他の化学物質中毒(前年比11人増)、有機化合物中

毒(4人増)、金属および重金属中毒(1人増)といった有害物質中毒による死亡者が大幅に増えた。雇用労働部が20日に公表した「2021年労働災害発生現況」によると、昨年の業務上事故による死亡者は、2020年比で6.1%減った828人と、過去最低水準を記録したが、業務上疾病死亡者は6.1%増の1252人となった。業務上の疾病で死亡した労働者の死亡万人率は0.65で、事故死亡の万人率(0.43)よりも高い。

昨年、業務上疾病死亡者の40.7%は脳心血管系疾患だった。一方、推定の原則の適用にも拘わらず、労災を認められた職業性がんによる死亡者は、むしろ減少傾向にある。昨年の職業性がんによる死亡者は、2020年(162人)より55人減少した107人で、業務上疾病による死亡者全体の8.5%を占めた。

業務上の疾病統計で何よりも深刻なことは、有害物質中毒による死亡者の急増だ。金属・重金属中毒死亡が5人、有機化合物中毒死亡が13人、その他化学物質中毒死亡が50人で、前年比それぞれ25%、44.4%、28.2%増加した。実際、昨年1月に半導体・ディスプレイの下請け会社で、配管工事中に急性毒性物質である水酸化テトラメチルアンモニウム(TMAH)が噴出して労働者2人が死亡し4人が負傷する事故、同月、華城の建設現場でコンクリート養生作業中に一酸化炭素中毒で労働者1人が死亡し1人が負傷する事故が続いて発生した。3月には、江原道の東海船舶の亜鉛貯蔵庫で、亜鉛ガス中毒で労働者2人が死亡した。2022年3月21日 毎日労働ニュース キム・ミョン記者

(翻訳：中村 猛)

# 3月の新聞記事から

**3/7** 大阪メトロの本社（西区）で2020年3月に自殺した男性社員（45）の遺族が、会社側と訴訟外で和解した。会社側が長時間労働とパワハラが強い心理的負荷を与えたと認め謝罪し、再発防止を約束して解決金を支払う。男性は自殺の1カ月前に頭を丸刈りにし「仕事のペナルティーや」と家族に説明していた。労働基準監督署は21年6月、男性の自殺を労災と認定していた。

自治労連（日本自治体労働組合総連合）は東京都内で記者会見し、コロナ禍での保健師ら自治体職員の労働実態調査の結果を発表した。調査は2021年12月から2022年1月にかけて都道府県と政令指定都市の加盟労働組合に対し行った。第5波（2021年7月から9月）の時間外労働について回答した全ての自治体で1カ月100時間を大きく超える時間外労働が確認され、保健所やワクチン担当の部署の中には、1カ月の平均時間外労働が128時間に達していた職場もあった。

**3/15** 釧路赤十字病院（北海道釧路市）の看護師だった村山譲さん（36）が2013年に自殺したのは、パワハラなどで精神疾患を発症したことが原因として、両親が労災認定を求めた訴訟の判決が、釧路地裁であった。裁判長は棄却。原告側は控訴する方針。村山さんは13年4月、釧路赤十字病院で新人看護師として手術室に配属され、同年9月に自殺した。判決では、「厳しい口調による指導がなされることもあったと認められるが、業務指導の範囲を超えた指導、叱責であったとは言えない」とした。

**3/17** 阪神大震災でがれきの処理業務を担当した兵庫県明石市の男性職員が腹膜中皮腫で死亡したのは、アスベストを吸ったのが原因として、妻が公務災害と認めなかった地方公務員災害補償基金の処分の取り消しを求めた訴訟の控訴審の判決が、大阪高裁であった。裁判長は業務と発症との因果関係を否定し、労災と認定した神戸地裁判決を取り消した。妻側は上告する方針。市環境事業所に勤務していた島谷和則さんは1995年の震災から約1年間、約1万棟の建物が全半壊した市内のがれき収集と運搬を担った。2012年に腹膜中皮腫と診断され、翌年に亡くなった。

**3/18** 神戸港で日雇い労働者として働いた男性が肺がんで死亡したのは、会社が安全対策を怠りアスベストを吸ったことが原因として、男性の遺族2人が会社3社に損害賠償を求めた訴訟の判決が、神戸地裁であった。裁判長は「作業での石綿吸引が肺がんの危険を引き起こしたとはいえない」と訴えを棄却した。男性は「登録日雇港湾労働者」として1966年から88年まで神戸倉庫まで作業に従事。2011年に肺がんと診断され、同年末に78歳で亡くなった。

**3/24** 自動車部品メーカー「デンソーファシリティーズ」（愛知県刈谷市）に勤めていた男性（37）が2020年7月に自殺し、両親が上司からのパワハラや長時間勤務が原因だとして、岐阜市に住む父親が岐阜地裁に損害賠償請求訴訟を起こしている。刈谷労働基準監督署は過度の叱責などのパワハラがあったとし、自殺は労災と認定した。男性は2015年に入社し、19年10月ごろから難航する業務を任されて多忙となり、上司2人から叱責を受けることが多くなり、20年7月にうつ病を発症し自死。

札幌市西区のファストフード店で、20代の女性店員に土下座を強要しようとしたとして、客の60歳の

男が逮捕された。この男は20代のアルバイトの女性店員に「土下座するか、店を辞めるか」と怒鳴りつけるなどした疑いが持たれている。

北九州市の体育館の管理業務を行っていた男性が肺がんで死亡したのは、市などがアスベストへの安全配慮義務を怠ったことが原因として、遺族が損害賠償を求めた裁判で、福岡高裁は控訴を棄却し、損害賠償を命じた一審判決を支持した。体育館は建材などにアスベストが使われていて一審の福岡地裁はがん発症との因果関係を認め北九州市と男性の勤務先である大平ビルサービスにあわせて2580万円の損害賠償を命じていた。

**3/25** 2016年に新潟市民病院の女性研修医（37）が過労自殺した問題で、遺族が市を相手取り慰謝料など損害賠償を求めた訴訟の判決で、新潟地裁は、市に約1億600万円の賠償を命じた。女性は後期研修医として、新潟市民病院の消化器外科に勤務。16年1月、新潟市内で自死した。新潟労働基準監督署は17年5月、女性の自殺は過重労働が原因だったとして労災認定した。

おとし自殺した山梨県甲府市役所の男性職員の遺族が、甲府市を相手に約1億円の損害賠償を求めて提訴した。提訴したのは、甲府市役所の事務効率課に勤めていた向山敦治さんの両親で、敦治さんは、3月10日に公務員の労災である「公務災害」に認定された。敦治さんは亡くなる前の1カ月は148時間、その前の1カ月は209時間の時間外勤務をしていたという。

**3/29** 東京ディズニーランドで着ぐるみを着てショーに出演していた女性が、上司からパワハラを受けたとして、運営元の「オリエンタルランド」に損害賠償を求めていた裁判で、千葉地裁は88万円の支払いを命じた。女性は、上司から「病気なのか、それなら死んじまえ」と暴言を吐かれるなどのパワハラを受けたと主張。判決で千葉地裁は女性の主張を認め、オリエンタルランドに対し、損害賠償として88万円の支払いを命じた。

**3/30** 兵庫県尼崎市の幹部が、バイセクシュアルの男性職員に対し「市民に（性的指向を）言わない方がいい」と指導したことについて、市は性的少数者への嫌がらせ「SOGI（ソジ）ハラメント」と認定した。性の多様性についての理解不足などが原因だったとし、今回の事例を教材にして職員研修を実施し、人権に対する感度をあげる取り組みを進める。

**3/31** 兵庫県の神戸港で貨物数を確認する検数作業で吸引したアスベストで肺がんを発症したとして、男性3人が勤務先の一般社団法人全日検（東京）に損害賠償を求めた訴訟の判決が、神戸地裁であった。裁判長は全日検の安全配慮義務違反を認め、慰謝料など計約6500万円の支払いを命じた。3人は神戸港で約40年勤務。2011～17年に肺がんが判明し、神戸東労働基準監督署から労災認定された。

医師や看護師が行う医療行為を強要され適応障害を発症したとして、姫路労働基準監督署が兵庫県太子町の高齢者施設に勤務していた女性を労災認定した。医療法人社団「ほがらか会」が運営するサービス付き高齢者住宅などに勤務していた介護福祉士の女性は、2020年5月に採用され、医療行為を職場の慣例で日常的に強要され、違法行為に加担したストレスによる適応障害を発症した。女性は半年後の11月に休職し翌月退職した。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**  
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

| 種類           | 型  | 色            | サイズ               | S    | M     | L     | LL     | LLL     |         |
|--------------|----|--------------|-------------------|------|-------|-------|--------|---------|---------|
| らくようたい       | 男  | DR-1G        | 黒/白               | ウエスト | 72-80 | 80-88 | 88-96  | 96-104  | 104-112 |
|              | 女  | DR-1L        | 黒/白               | ウエスト | 56-64 | 64-72 | 72-80  | 80-88   | -       |
| Super Relief | 兼用 | Super Relief | グレー・ブルー<br>(ツートン) | ウエスト | 56-65 | 65-85 | 85-100 | 100-110 | -       |
|              |    |              |                   | 骨盤回り | 64-72 | 70-88 | 85-102 | 100-112 | -       |

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

|               |                           |                     |
|---------------|---------------------------|---------------------|
| 1部            |                           | 200円                |
| 年間定期購読料(送料込み) | 1部                        | 3,000円              |
| "             | 2部                        | 4,800円              |
| "             | 3部以上は、1部につき               | 2,400円増             |
| 会員購読料         | 安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には | 1部無料配布。2部以上は1部150円増 |

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259